

I. 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための義務標準定数法等の一部改正について

1. 改正：義務標準定数法、義務教育費国庫負担法、学校教育法、地教行法、社会教育法

2017年4月1日施行

附帯決議（衆・参）

II. 解説

1. 学校教育法第【37条第14項】事務をつかさどる。

学校教育法省令改正(事務長、事務主任)

【施行通知】

<改正の概要> 事務職員の職務規定の変更、事務長等の職務規定の整備

- 事務職員の職務について、事務をつかさどるとする。
- 事務長及び事務主任の職務について、「事務職員その他の職員が行う事務を総括する」、「事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」と改める。

<留意事項>

- 学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするために、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、…その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担当事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものである。
- 新たな職務を踏まえ、資質、能力と意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成に一層努めること。
- 「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」の法改正の趣旨をふまえ、事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することに質するよう、事務長及び事務主任を活用することなどにより事務体制の強化に努めること。
- 事務主任が行う「連絡調整及び指導、助言」は、学校の事務の処理に当たり、事務主任がその経験等をもとに、教諭やその他の職員に対して行うことを想定している。

☆「事務をつかさどる」改正された趣旨について

【3月10日衆議院文部科学委員会での政府参考人の答弁】

- 職務規定の見直しにより学校の事務について事務職員が一定の責任を持って処理することができるようになります。
- 従前は各種調査への対応や学校予算編成、執行など管理職（校長・教頭）が対応してきたものを、今後は総務や財務に通じた事務職員が対応するということです。
- 事務職員の職務規定の見直しは学校マネジメントに管理職が注力できるし、学校全体として事務の効率化がはかられ校務運営が改善されることが期待されます。
- そのような趣旨、改正の中身や期待される効果について、今後、通知あるいは会議などを通じて周知してまいりたい。

☆職務規定改正により想定される職務について

【3月23日参議院文教委員会 斎藤嘉隆議員質問】

- 職務規定の改正により、事務職員が担っていく職務がどの程度か、ガイドラインのようなものを示す必要があるのではないか。

【政府参考人の答弁】

- 先進的な取組など自治体の例も参考にしながら検討していきたい。

☆事務職員の資質の向上について

【3月23日参議院文教委員会 文科大臣の答弁】

- 事務職員の職務規定の見直しにより、学校事務について事務職員が一定の責任を持って処理することになり、学校全体の事務の効率化や校務運営の改善が期待されることです。事務職員の資質向上を図ることが必要であると考えています。文科省では、事務職員を対象とする研修プログラムの開発や全国的な普及を図るとともに、教員研修において中核となる事務職員を対象とする中央研修を平成28年度から実施するなど事務職員の研修の充実に取り組んでいるところです。法改正されれば事務職員にはさらなる活躍が求められることから、こうした取組を通じ必要な支援を行っていきます。

＜各都道府県・各地教委段階で想定される動き＞

(1) 都道府県段階では

- ・法改正の趣旨をいかした処遇改善等につなげるため、任命権者である都道府県・政令市教育委員会への研究団体等の働きかけが活発化する。
- ・「つかさどる」をふまえた職務内容の明示の動きが活発化する。標準職務表などがすでにあれ研では、「つかさどる」にふさわしい書き替えがすすむ。標準職務表がない場合でも、「つかさどる」ことの内容や意味合いを明示させ動きが活発化する。(個々の業務を羅列するのみではなく、「調整する」「企画する」というように主体的に仕事を行うことについて明示させることになる)
- ・法改正により一定の責任を持った職務となることが求められており、格付け基準の改善など処遇改善について求める動きが活発化する。
- ・「つかさどる」をふまえた体系的研修の企画・実施がすすむ(管制研)。企画担当として事務職員の配置が検討される。
- ・事務職員採用試験における上級試験の実施がすすむ可能性がある。また、任用一本化となっている県において、独自採用が進む可能性。
- ・文科省の省令改正の通知の中で、「事務長及び事務主任を活用することなどにより事務体制の強化に努めること」とあることから、「事務長」の配置が検討される可能性がある。また、共同学校事務室の「室長」配置について同様の考え方がすすむ可能性もある。

(2) 地教委段階では

- ・市町村教育委員会の学校管理規則等の「従事する」が「つかさどる」に改正される可能性がある。
- ・すでに「つかさどる」となっている場合でも、例えば、主任・主査は「総括する」「掌理する」等へ、事務長・主幹は「重要な事務を総括する」「重要な事務を掌理する」等へ改正される可能性がある。
- ・「つかさどる」をふまえた職務内容の明示がすすむ可能性がある。

標準職務表の制定や、「調整する」「企画する」というような「主体的に仕事を行うこと」について明示がすすむ可能性。

・「つかさどる」をふまえた体系的研修の企画・実施。企画担当として事務職員の配置などがすすむ可能性。

○ 「つかさどる」職務内容の例：施行通知に「校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、…その専門性を生かして」としていることから、次のような職務明示されていく可能性。

予算要求・編成・執行計画の策定、施設・設備等の整備、教材・物品整備計画の策定、渉外・地域連携、広報・情報管理、学校運営協議会の事務局業務、学校評価の企画立案や結果分析、校内諸規定の策定、コンプライアンス指針の策定、監査・検査・調査対応などの業務

2. 地教行法 【第 47 条の5 第 1 項から第 5 項】 共同学校事務室について

【施行通知】

<改正の概要>

① 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第 37 条第 14 項の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であって共同処理することが当該事務の効率的な処理に質するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれかの学校に、共同学校事務室を置くことができることとすること。（地教行法新第 47 条の5 第 1 項関係）

また、「共同処理することが当該事務の効率的な処理に質するものとして政令で定めるもの」とは、教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務、教職員の給与及び旅費の支給に関する事務、その他共同学校事務室に置いて共同処理することが効率的な処理に質するものとして教育委員会規則に定めるものである。（地教行法施行令新第 7 条の 2 関係）

② 共同学校事務室に、室長及び職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとすること。（地教行法新第 47 条の5 第 2 項及び第 3 項関係）

③ 共同学校事務室の室長及び職員は、①による指定を受けた学校であって、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとすること。（地教行法第 47 条の5 第 4 項関係）

④ ②及び③のほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項として、地教行法施行令において、市町村の教育委員会が、県費負担教職員を共同学校事務室の室長又は室員に充てようとする場合には、その任命権者である都道府県教育委員会の同意を得なければならないこととしたこと。（地教行法施行令新第 7 条の 3 関係）

<留意事項>

① 共同学校事務室の制度化により、事務の共同処理に係る責任・権限関係の明確化、OJT による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効果的な実施や事務体制の強化が進む可能性。

② 事務室の設置にあたっては、事務室を置く学校、共同処理を行う学校名、共同処理をする事務の具体的内容・範囲について、教育委員会規則で定めることが必要とされている。

- ③ **事務室の室長及び職員は、共同処理を行う学校の事務職員をもって充てることとしており、学校の事務職員として任用されていることを前提としたものである。具体発令方法は、事務室を設置する教育委員会の規則等に基づき行われるべきであること。**
- ④ 「**事務職員がつかさどる事務その他の事務**」とは、事務職員が処理することとされている事務の他、例えば事務の共同処理の対象となる学校の**校長等に**、地方自治法第180条の2の規定（いわゆる補助執行）等により**委任されている予算施行事務等の校務が含まれると考えられる。**このため、**校務以外の事務を事務室の事務とすることは想定されない。**
- ⑤ 「**室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるとき**」とは、事務室を設置して事務の**共同処理を行う学校の事務職員に経験の浅い職員しかおらず、適任者がいない場合**などが考えられる。このような場合には、例えば、**事務室が置かれる学校の校長が室長を兼ねること**なども想定される。

<解説>

- (1) 共同学校事務室は必置ではなく、市町村教育委員会の判断により教育委員会規則（学校管理規則等）で定める。〈改正概要①〉
- (2) 政令で定められたとおり、県費負担事務職員を共同学校事務室に任命することから、任命権者である都道府県の同意が必要である。〈改正概要④〉
- (3) 共同処理する学校と共同学校事務室を置く学校は市町村教育委員会が指定する。また、室長、職員は共同処理する学校の事務職員をもって充てる。〈留意事項②③〉
- (4) 共同学校事務室で行う業務について政令で定められたが、大枠のものであり具体については教育委員会規則で定める。〈改正概要①〉
- (5) 「室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする」と〈解説概要②〉学教法改正も踏まえ、「室長」を置く趣旨は、一定の責任を持って仕事をする、室の職員に対して職務上の指示・監督を行う。
- (6) 室を構成する各学校の事務職員配置が前提であり、人員削減が目的ではない。

☆地教行法に共同学校事務室を位置付けた趣旨

【3月10日衆議院文部科学委員会での政府参考人の答弁】

- 現在の共同実施について、権限・責任が明確でない、共同実施で行う業務の範囲が曖昧であるといった課題がある。共同学校事務室の制度化において、共同実施を行う場合の服務監督に係る責任、権限関係や業務範囲の明確化をはかるというものである。

【3月23日参議院文教委員会での政府参考人の答弁】

- 今回の共同学校事務室の制度化により、共同実施を行う場合の服務監督に係る責任、権限関係や業務範囲の明確化が図られる。

☆共同学校事務室の具体的な業務内容

【3月23日参議院文教委員会での政府参考人の答弁】

- 備品の共同購入、教職員の給与及び旅費の支給、各種手当の認定業務など。

☆ 共同学校事務室は人員削減、事務職員の非常勤化を行うものではない。

【3月10日衆議院文部科学委員会での松野文科大臣および23日参議院文教委員会での政府参考人の答弁】

- 学校の事務職員は学校教育法上、小学校等に原則として必ず置くものとしており、学校の事務が複雑化、多様化している状況において、事務職員に期待される役割はますます高まっている。
- 今回の法制化は学校の機能強化を目的として、事務処理のさらなる効率化を図るものであり、その室長と職員は共同処理をする学校の事務職員をもって充てる仕組みとしている。
このため、共同学校事務室は学校に事務職員が配置されていることを前提としており、事務職員の削減、非常勤化を図るものではない。
- 法律案において、教職員定数の加配事由に共同学校事務室を明示し、事務体制の強化にとりくむこととしている。

【3月23日参議院文教委員会での政府参考人の答弁】

- （非常勤化について）直ちに法律に抵触するものではないが、文科省として、事務職員の重要性をふまえ、義務標準法に定められている標準をふまえ、各自治体において適切な事務職員の配置をしていただきたいと考えている。

3. 義務標準法 加配要件に「共同学校事務室」を明示

【第15条 5項】…2以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室が当該学校に置かれていることその他これらの学校において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情があつて事務処理上特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別なもの。

<今後の想定される動き>

法改正がされても、市町村教育委員会ですぐに規則等改正とはならず、17年度中に検討・整備されることが想定される。また、現在、「共同実施」（石狩市は、制度としての共同実施は行っていない）を行っている自治体にあつては地教行法に則った「共同学校事務室」への規則改正を行わないことも予想される。（改正法の趣旨を活かすかどうかは一応地教委の判断である。）

共同学校事務室の設置、任用・発令は地教委であるが、任命権者である県（政令市）教委の同意が必要である。このため、都道府県教委の考え方が共同事務室の導入・推進に影響すると考えられる。

学教法「つかさどる」改正は事務職員が主体的・積極的に学校事務を担うことが期待されている。事務職員がそれぞれの学校で職責を果たすとともに、共同学校事務室での業務についても同様の職責が期待されていることから、室を構成する学校運営に貢献する業務を行うことが望まれる。グループ内で共通し共同処理するというよりも、個々の学校の課題解決をとおして、グループ全体の学校運営に貢献していくことが大切である。

（1）都道府県教委の動きとして想定されること

- ・都道府県教委が、共同学校事務室で行う業務内容、室長の職務・権限、室長に任命する職（「室長には〇級<職名>を充てる」のような）、教育委員会規則への位置づけなどについて「実施要綱」等を作成し、それを受けて地教委が規則等を定めることが想定される。

- ・現行の共同実施（北海道で言えば学校間連携）を教育委員会規則（学校管理規則等）に位置付けた地教法上の共同学校事務室とすることを求めることも必要になるかも。（この機会に乗じて未配置校事務や教育委員会の業務をさせようとする地教委があるかもしれないので）
- ・共同学校事務室での業務について、「事務職員がつかさどる事務その他の事務」<改正概要①、留意事項④>「その他の事務」とは、当該グループ内の学校で行っていない事務についても、行うことが想定されるため、幅広い仕事ができるよう要綱等に盛り込ませる。
- ・共同学校事務室にOJT機能を持たせることについて盛り込ませる。
- ・室長の職務・権限等について、室長が責任を持って職務を行えるよう、共同学校事務室における職員に対する職務上の指示・監督や職務遂行上の服務監督、その他の権限等について付与させるよう、要綱等に盛り込ませる。

具体は、共同事務室内の、①職務上の指示・監督、職務遂行上の服務監督（時間管理を含む）、②業務に関する照会・回答、③職員の休暇等の承認、④時間外命令、⑤旅行命令、⑥諸手当認定権限、⑦共通する予算執行権限、などが想定され、教育委員会の判断での付与や校長等からの委任によることが考えられる。

*①については文科省が法律上の解釈として考えていること。⑦については文科省の施行通知において、その他の事務の例示として「校長等に委任されている予算執行事務等の校務が含まれること」と書かれており、文科省もあり得ると考えている。

- ・室長について、学教法改正もふまえ、処遇改善等につながるようとりくむ。
- ・加配要件として共同学校事務室が明示されたことから、積極的に要求し、事務職員の定数改善に有効に活用する。
- ・人員削減となる共同学校事務室とはしないよう求める。現状、非常勤化等が行われているところについては、法改正の趣旨により、各学校に事務職員がいないことは適切でないことなど、改善を求める。
- ・「室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるとき」<留意事項⑤>について、加配事務職員を充てることは可能であるため、あくまで事務職員を充てることを求める。

*「共同学校事務室の室長及び職員は、共同処理を行う学校の事務職員をもって充てる」<改正概要③>ことから、例えば地教委の職員等を充てることはあり得ない。

（２）地教委へのとりくみ

- ・現在、共同実施を行っている自治体においては教育委員会規則（学校管理規則等）に位置付けた地教法上の共同学校事務室とすることを求める。
- ・規則等が整備されている自治体においては、この機会に規則等の不備等について改善を盛り込んだ改正にとりくむ。
- ・共同実施を行っていない自治体においては法改正をふまえた共同学校事務室の設置を求める。
- ・人員削減となる共同学校事務室とはしないよう求める。現状、非常勤化等が行われているところについては、法改正の趣旨により、各学校に事務職員がいないことは適切でないことなど、改善を求める。
- ・加配要件として共同学校事務室が明示されたことから、積極的に要求し、事務職員の定数改善に有効に活用する。

- 共同学校事務室での業務について、「事務職員がつかさどる事務その他の事務」<改正概要①、留意事項④>「その他の事務」とは、当該グループ内の学校で行っていない事務についても、行うことが想定される（具体的に何かは想定しにくい）。
- 共同学校事務室に OJT 機能を持たせることについて養成していく必要がある。
- 室長の職務・権限等について、室長が責任を持って職務を行えるよう、共同学校事務室における職員に対する職務上の指示・監督や職務遂行上の服務監督、その他の権限等について付与する可能性もある。
- 「室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるとき」<留意事項⑤>について、加配事務職員を充てることは可能であるため、あくまで（校長ではなく）事務職員を充てる必要がある（例えば加配事務職員でも連携会議事務局となりうる）。
- ★ 「共同学校事務室の室長及び職員は、共同処理を行う学校の事務職員をもって充てる」<改正概要③>ことから、例えば地教委の職員等を充てることはあり得ない。

<解説・補足版>

- 名称は「共同学校事務室」でなくても、規則等に「…地教行法上の共同学校事務室という名称を「〇〇）」となどすれば可能と考えられる。（例：石狩市公立小中学校事務職員連携会議）
- 名称は「室長」でなくても、例えば「事務長」「リーダー」等の名称でも可。（例：議長）室長を置く趣旨（一定の責任を持って仕事をする、室の職員に対して職務上の指示・監督を行う）が伴うことが重要である。（出来るだけ「事務主幹」が担うことが望ましい？）
- これまでの共同実施では、他校の事務処理を行うことから所属校以外のグループ内の他の学校との兼務発令が必要であったが、共同学校事務室の法制化により兼務発令は不要となる。
- 室長に管理職手当を支給するか、また、同じ組合に加入できない「管理職員等」にするどうかは自治体判断。ただし、職員に対する職務上の指示・監督、職務遂行上の服務監督（時間管理含む）をすることを以て室長は当局性を持つとは直ちにはならないし、文科省が、「室長は必ずしも管理職である必要はない」と考えていることから「管理職員等」の指定はされないものとする。
- 室長の上司は共同学校事務室が置かれている学校の校長、共同学校事務室の職員の上司は室長が職務上の指示・監督を行うため室長（連携会議が共同事務室にスライドした場合は実際の仕切りは事務局長）。室長、職員とも自校にいるときの上司は所属校の校長。
- 市町村をまたいで共同学校事務室の設置については、両教育委員会の合意があれば可能（北海道的には十分必要）。ただし、財務規程や庶務規程などが異なるため、室での業務などについて柔軟な対応を可能とするよう検討、協議し規則等で定めることが必要。
- 加配要件は従前の共同実施の場合も残っている。これまでの共同実施のための加配定数分と、新たな加配事由として新設された共同学校事務室分の加配定数は同類のものとし、今後も一括として扱われる。
- 文科省が「つかさどる」職務内容の例について、例示を示すものと思われる。（すでに示されている可能性もある）これらの情報に基づいて都道府県教育委員会が具体的行動を起こすものと思われる。